

大町市地球温暖化防止実行計画

令和元年 4月

大 町 市

第1章 背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

2 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げるなど、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

3 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

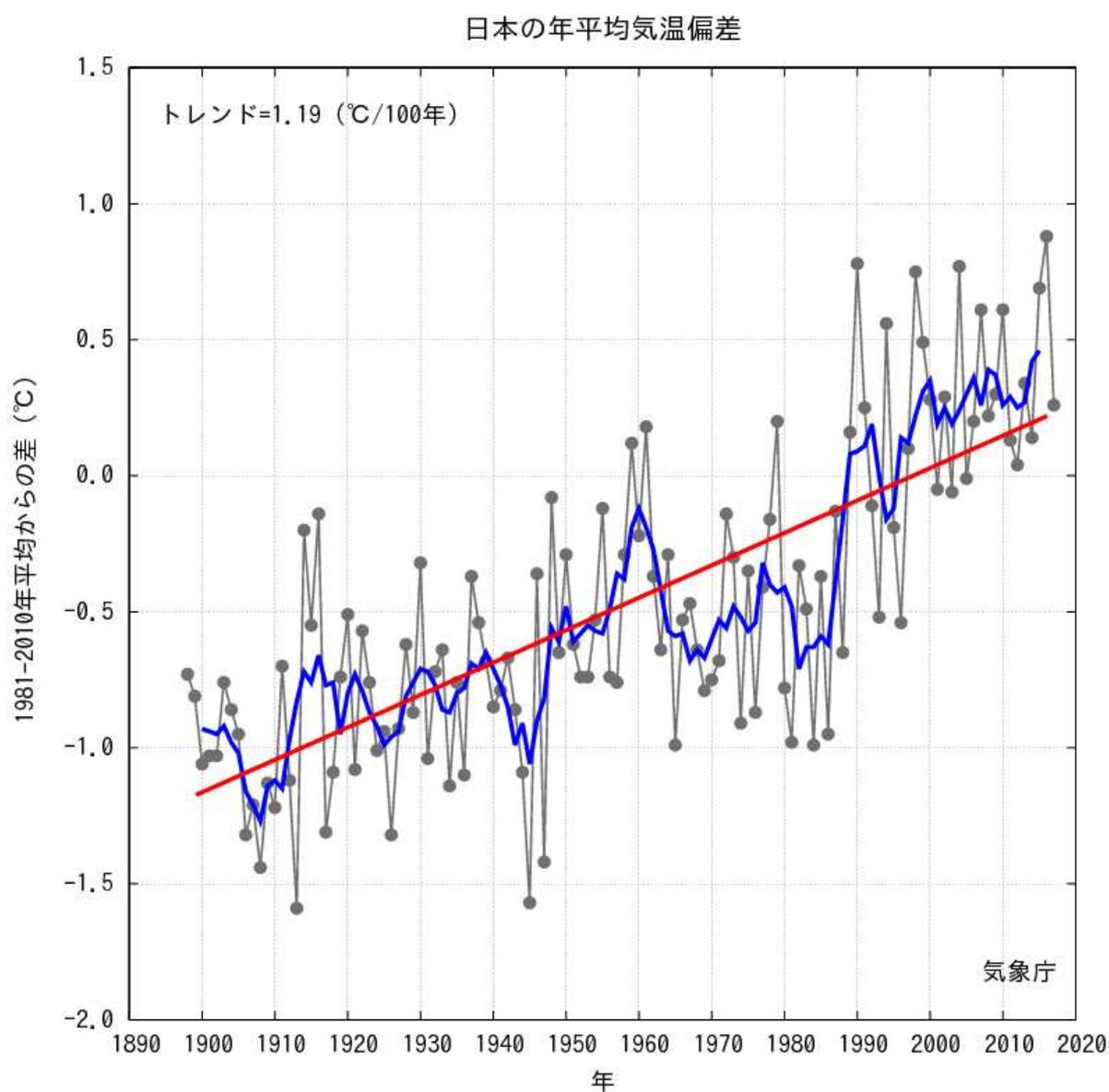
政府は、平成27年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

4 日本の年平均気温の偏差の経年変化（1898～2017年）

2017年の日本の年平均気温の1981～2010年平均基準における偏差は $+0.26^{\circ}\text{C}$ （20世紀平均基準における偏差は $+0.86^{\circ}\text{C}$ ）でした。日本の年平均気温は、長期的には100年あたり約 1.19°C の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。



第2章 旧計画の概要

旧計画である「大田市地球温暖化防止実行計画」は、京都議定書における温室効果ガスの削減目標を達成するために定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第1項の規定に基づいて平成19年4月に策定しました。

平成24年度の温室効果ガス排出量の実績は、平成17年度比で16.6%の削減となり、前倒して目標を達成しています。

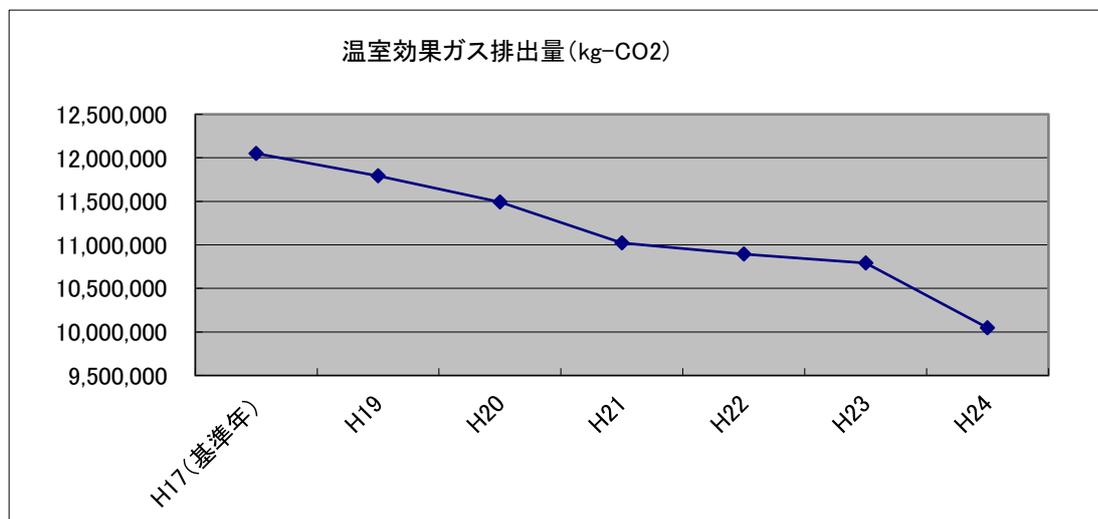
(計画の期間) 平成19年度から平成24年度までの6か年

(基準年度) 平成17年度

(対象範囲) 市の主要施設において市が直接行う事務事業（道路、公園、公衆トイレ等の温室効果ガス排出量が軽微な施設は除く。また、指定管理者制度を導入または導入予定の施設は除く。）

(削減目標) 平成17年度（基準年度）比で温室効果ガス排出量を6%削減

(達成状況) 下表のとおり

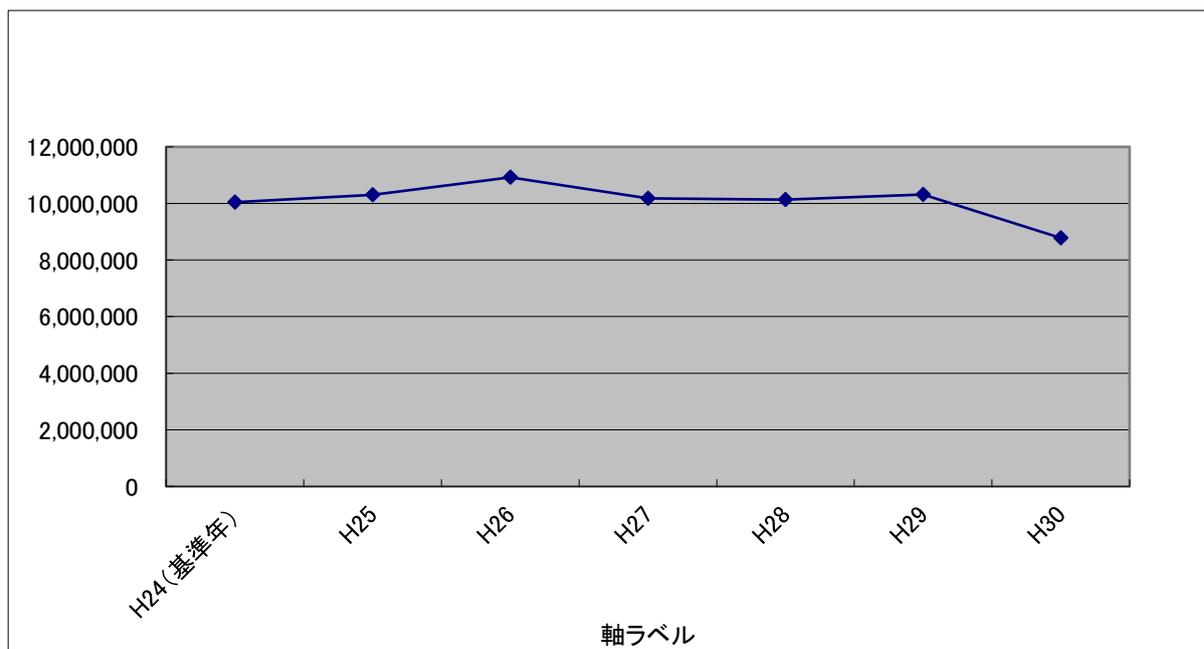


| 年度 | H17 (基準年) | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 排出量 (kg-CO ₂) | 12,050,291 | 11,792,493 | 11,491,154 | 11,023,704 | 10,892,778 | 10,789,785 | 10,047,164 |
| 削減率 (目標 6%) | 0 | 2.14 | 4.64 | 8.52 | 9.61 | 10.46 | 16.62 |

また、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とした後継計画については、平成24年度を基準年度として計画期間中の1年度ごと削減目標を1%とし、平成29年度において5%の削減目標を図ることとしましたが、目標達成には至りませんでした。

計画期間を1年経過した平成30年度においては、ごみ処理広域化による効果により、基準年度比で12.61%の削減となり目標を達成しています。

- (計画の期間) 平成25年度から平成29年度までの5か年
- (基準年度) 平成24年度
- (対象範囲) 市の主要施設において市が直接行う事務事業（道路、公園、公衆トイレ等の温室効果ガス排出量が軽微な施設は除く。
また、指定管理者制度を導入または導入予定の施設は除く。）
- (削減目標) 平成24年度（基準年度）比で温室効果ガス排出量を5%削減
- (達成状況) 下表のとおり



| 年度 | H24 (基準年) | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 排出量 (kg-CO2) | 10,047,164 | 10,306,141 | 10,922,515 | 10,182,080 | 10,131,370 | 10,312,331 | 8,780,413 |
| 削減率 (%) (目標 5%) | 0 | -2.58 | -8.71 | -1.34 | -0.84 | -2.64 | 12.61 |

第3章 温室効果ガス排出量

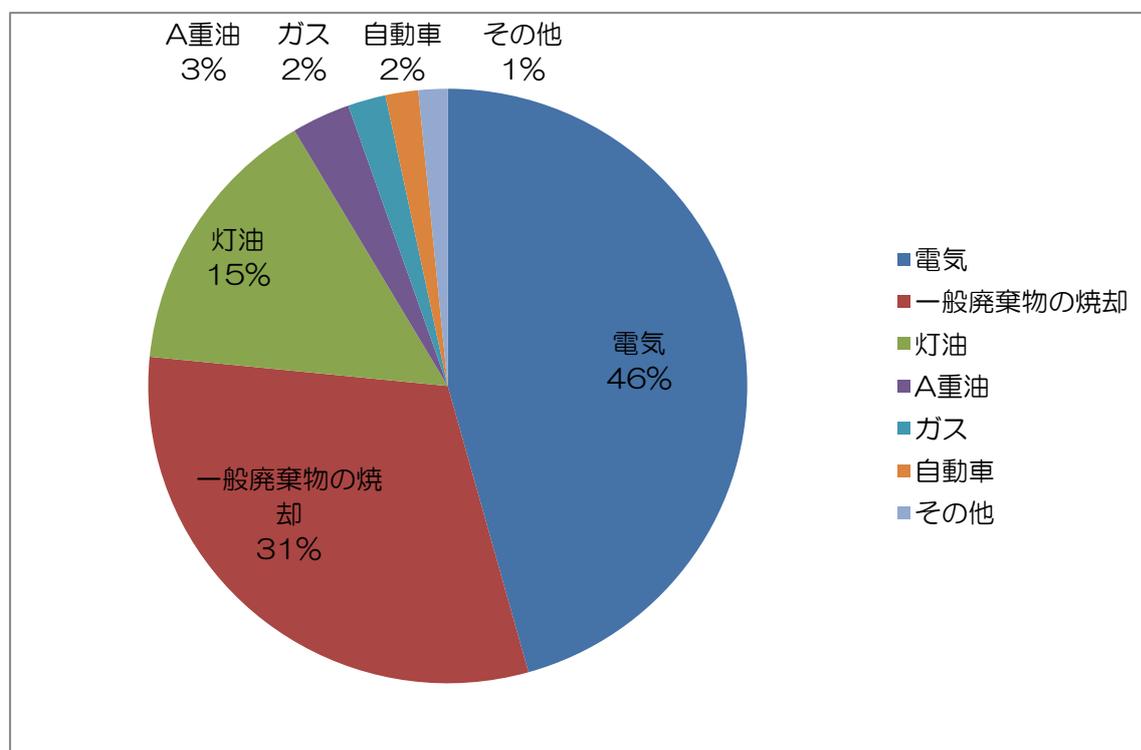
○温室効果ガス排出量の状況（平成29年度）

温室効果ガスの排出量をガスの種類別にみると、CO₂が約98%と最も多くなっています。

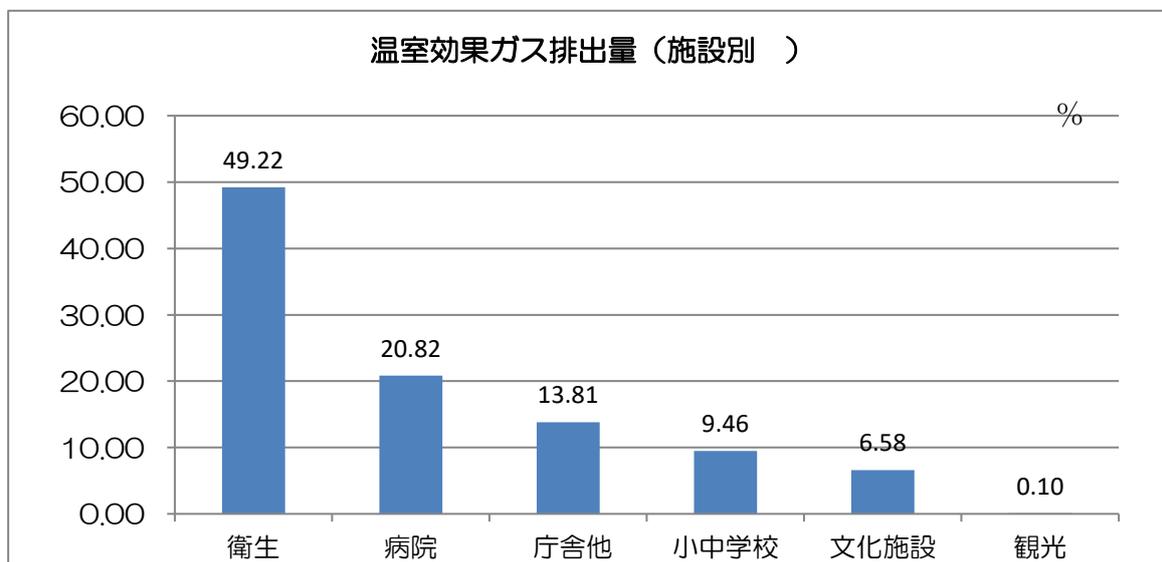
温室効果ガス排出量（大町市）

| | 温室効果ガス排出量(kg-CO ₂) | 割合 (%) |
|---------------------------|--------------------------------|--------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 10,052,434 | 97.5 |
| メタン (CH ₄) | 41,547 | 0.4 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 218,350 | 2.1 |
| 温室効果ガス総排出量 | 10,312,331 | 100.0 |

要因別に見ると、電気の使用量に伴う温室効果ガスの排出量が総排出量の46%を占め、ついで一般廃棄物に含まれるプラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素の排出量が31%、以下燃料として使う灯油、A重油、ガス、自動車の走行の順となっています。



施設別にみると、衛生施設が約49%で最も多く、以下、病院、庁舎他、小中学校、文化施設、観光施設の順となっています。



| | 衛生 | 病院 | 庁舎他 | 小中学校 | 文化施設 | 観光 | 計 |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|--------|------------|
| CO2 | 4,837,496 | 2,146,804 | 1,413,329 | 973,396 | 672,859 | 8,550 | 10,052,434 |
| CH4 | 31,607 | 0 | 3,373 | 1,549 | 3,903 | 1,115 | 41,547 |
| N2O | 207,066 | 0 | 7,506 | 891 | 2,246 | 642 | 218,350 |
| HFC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| PFC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| SF6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 温室効果ガス 排出量 (kg-CO2) | 5,076,169 | 2,146,804 | 1,424,208 | 975,836 | 679,008 | 10,307 | 10,312,331 |
| 全体を占める 割合 (%) | 49.22 | 20.82 | 13.81 | 9.46 | 6.58 | 0.10 | 100.00 |

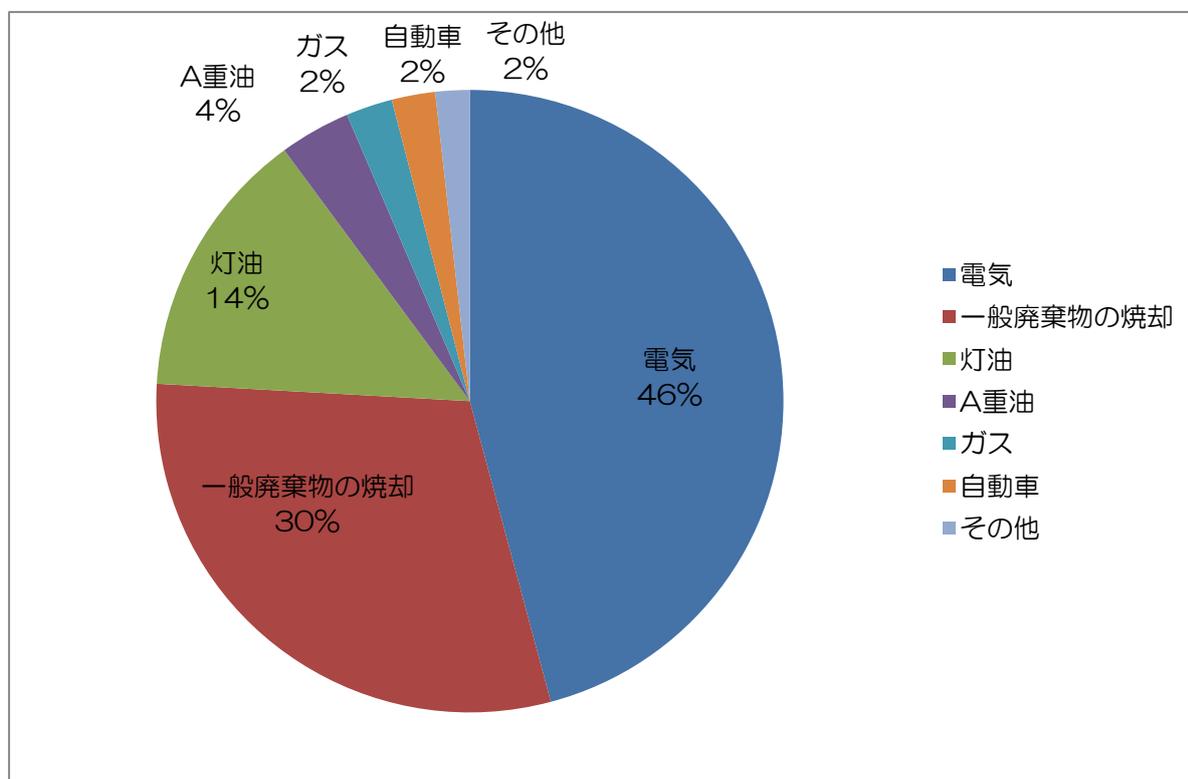
○温室効果ガス排出量の状況（平成30年度）

温室効果ガスの排出量をガスの種類別にみると、CO₂が約97%と最も多くなっています。

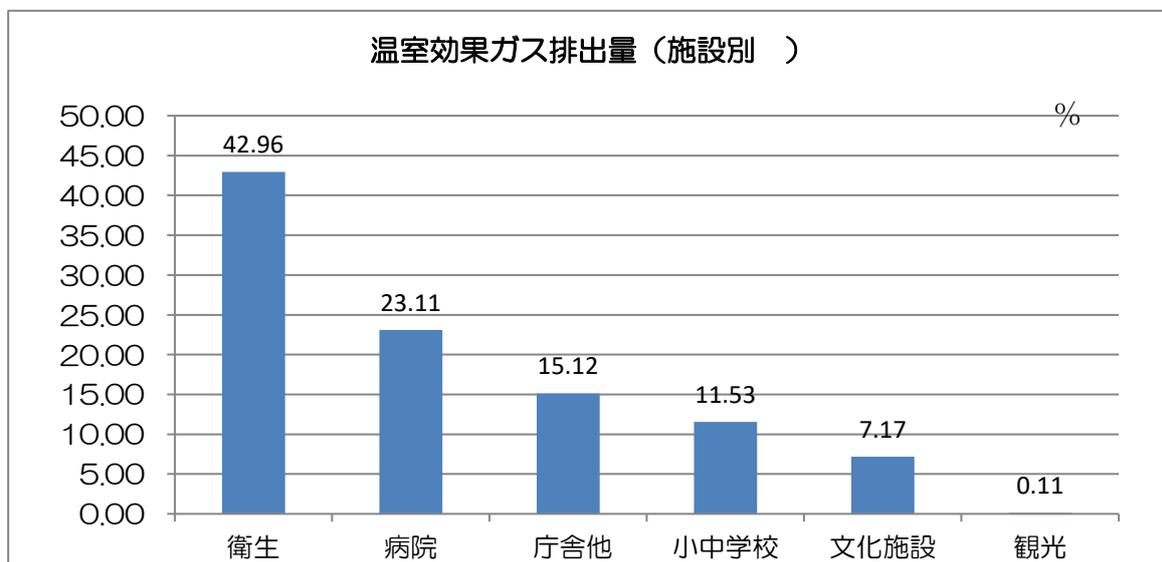
温室効果ガス排出量（大町市）

| | 温室効果ガス排出量(kg-CO ₂) | 割合(%) |
|--------------------------|--------------------------------|-------|
| 二酸化炭素(CO ₂) | 8,522,779 | 97.1 |
| メタン(CH ₄) | 41,667 | 0.5 |
| 一酸化二窒素(N ₂ O) | 215,967 | 2.4 |
| 温室効果ガス総排出量 | 8,780,413 | 100.0 |

要因別に見ると、電気の使用量に伴う温室効果ガスの排出量が総排出量の46%を占め、ついで一般廃棄物に含まれるプラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素の排出量が30%、以下燃料として使う灯油、A重油、ガス、自動車の走行の順となっています。



施設別にみると、衛生施設が約43%で最も多く、以下、病院、庁舎他、小中学校、文化施設、観光施設の順となっています。



| | 衛生 | 病院 | 庁舎他 | 小中学校 | 文化施設 | 観光 | 計 |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-------|-----------|
| CO2 | 3,536,188 | 2,028,915 | 1,316,005 | 1,010,197 | 623,770 | 7,705 | 8,522,779 |
| CH4 | 31,688 | 0 | 3,412 | 1,549 | 3,903 | 1,115 | 41,667 |
| N2O | 204,095 | 0 | 8,093 | 891 | 2,246 | 642 | 215,967 |
| HFC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| PFC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| SF6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 温室効果ガス 排出量 (kg-CO2) | 3,771,971 | 2,028,915 | 1,327,510 | 1,012,637 | 629,919 | 9,462 | 8,780,413 |
| 全体を占める 割合 (%) | 42.96 | 23.11 | 15.12 | 11.53 | 7.17 | 0.11 | 100.00 |

第4章 本計画の基本的事項

1 策定の趣旨

本計画は、京都議定書における温室効果ガス削減目標を達成するために定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の3の規定に基づいて策定したものであり、同条に基づいて平成25年4月に策定していた「大田市地球温暖化防止実行計画」の後継計画に当たります。

2 計画の範囲

本計画の対象とする範囲は、市が直接行う事務事業（以下「市の事務事業」といいます。）とします。なお、道路、公園、公衆トイレ等の温室効果ガスの排出量が軽微な施設は除きます。また、指定管理者制度を導入した又は導入予定の施設は対象から除きます。

・ 計画の対象とする温室効果ガス

本計画において排出量の削減対象とする「温室効果ガス」とは、京都議定書で定められた、次に掲げる6種類のガスのうち、アからウまでのガスとします。エについては、使用量が少なく、才及びカについては、本市関連施設において使用実績及び使用見込みがないことにより、対象から除きます。

- ア 二酸化炭素（CO₂）
- イ メタン（CH₄）
- ウ 一酸化二窒素（N₂O）
- エ ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）
- オ パーフルオロカーボン類（PFCs）
- カ 六フッ化硫黄（SF₆）

3 計画の期間

本計画の期間は、令和元年度から令和5年度までの5カ年とします。

第5章 削減目標

1 温室効果ガスの削減目標

平成27年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、**2013年度比で26.0%減※**（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定したことから、市の事務事業における温室効果ガス総排出量の削減目標は次のとおりです。

| 平成25年度（基準値） 2013年度 | 令和5年度（目標値） 2023年度 | ※令和12年度（目標値） 2030年度 |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 10,306,141kg-CO ₂ | 9,275,527kg-CO ₂ | 7,626,544kg-CO ₂ |

計画期間中の1年度ごと削減目標は2%とし、1年ごとに2%ずつ加算して、最終年度において10%の削減を図ることとします。

2 目標値の設定方法

温室効果ガス総排出量の削減目標値は、「大田市環境マネジメントシステム」における目的及び目標と整合を図り設定されています。

削減量は、平成25年度における事務事業を基準とし、建物、施設の新設に係る増加分は含まないものとします。新設の建物、施設については、新技術の導入などで省エネルギーに努めるものとします。

第6章 施策の推進

1 推進方法

(1) 本庁舎及び総合情報センター

大田市環境マネジメントシステムにより、目標達成に向けて取り組みます。

(2) その他の施設

大田市環境マネジメントシステムに準じ、目標達成に向けて取り組みます。

2 具体的な施策

(1) 一般廃棄物処理事業におけるごみ削減の取り組み

容器包装リサイクル法で定める「その他プラスチック製容器包装類」の分別収集を実施しており、プラスチック類の焼却により排出される温室効果ガスは以前より減少しておりますが、一般廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの排出は、市の施設から排出される温室効果ガスの31%と大きな割合を占めているため、今後もさらなるごみの減量化について、市民への啓発に努めるようにします。

(2) 電気使用量の削減への取り組み

ア 始業前、休憩時、残業時等における不要な照明の消灯

イ トイレ等の断続的に使用する照明の適正使用

ウ 不要な照明の取り外し、

エ パソコンの統一的省エネ設定基準の策定と徹底

オ 長時間使用しないOA機器の電源OFF（可能な限りコンセントを抜く）

カ エレベーターの適正使用

キ 冷暖房設備の適正使用、適温調整（夏期28℃、冬期19℃）、定期見回り

ク 冷暖房中における窓や扉の開閉状況チェック

ケ 夏場における建物南側のブラインド、緑のカーテンの使用

コ クールヴィズ、ウォームヴィズの推進

サ 再生可能エネルギー導入

シ 省エネ機器への入れ替え

ス 施設改築建替え時の施設の省エネ化

(3) 灯油・A重油の使用量の削減への取り組み

ア 冷暖房設備の適正使用、適温調整（夏期28℃、冬期19℃）、定期見回り

イ 冷暖房中における窓や扉の開閉状況のチェック

(4) ガス使用量の削減への取り組み

ア ガスの適正使用

(5) 公用車の燃料（ガソリン）使用量の削減

- ア 不要なアイドリングの防止
- イ エコドライブの推進
- ウ 近距離における徒歩の励行、バイクの活用
- エ 低公害車の導入

(6) ごみの発生抑制、資源化の推進

- ア 物品の適正使用及び長期利用
- イ 過剰包装の抑制
- ウ ごみの分別徹底
- エ 資源物のリサイクル

第7章 点検・評価、見直し・公表等

1 研修・意識啓発等

本計画の取組内容について周知徹底を図り取組みを推進していくために、研修会・朝会等の場で職員に研修を実施します。

2 見直し

本市の事務・事業の動向や取組状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ計画の内容の見直しを行います。

3 公表

市の事務・事業による温室効果ガスの排出量や取組状況等について、ホームページ等により公表します。